

1 ブラッセル日本人学校補習校校則

第一章 総 則

第一条(名 称)

本校はブラッセル日本人学校補習校と称する。

第二条(所 在 地)

本校の所在地は、Avenue des Meuniers 133, 1160 Bruxelles に置き、ブラッセル日本人学校(以下日本人学校と称する)校舎を使用する。

第三条(目 的)

本校は、原則として、現地校に通学しているベルギー在住の日本人子弟などを対象に、日本語による学習を通して、日本人としての資質の維持を図る事を目的とする。

第四条(運 営)

本校の運営は日本人学校理事会(以下理事会と称する)がこれに当る。

第二章 修業年限 学年 学期 授業日

第五条(修 業 年 限)

本校は、小学部、中学部をもって組織し、修業年限は学校教育法に準ずる。更に、普通学級へのキャッチアップとして、アトリエ国語を設けることができる。

第六条(学 年 学 期)

学年は日本人学校に準ずる。学期は前後期の2期制とする。

第七条(授 業 日)

授業日は毎週土曜日とし、年間授業日数は40日を標準とする。

第三章 入学 退学 編入学 休学

第八条(入退学など)

入学 退学 編入学 休学などの手続きについては別に定める。

第四章 教育活動 学習評価

第九条(教 育 活 動)

本校の教育は、国語科 算数・数学科を小学校・中学校学習指導要領に沿って行う。他の教科内容については別に定める。

第十条(学 習 評 価)

児童・生徒の学習評価は、学期毎に行う。

第五章 教職員

第十一条(組 織 職 務)

- 1 本校には、校長 教頭 講師 事務職員及び用務員を置く。又名誉校長を必要に応じて置くことができる。
- 2 校長は、校務を司り、所属職員を監督する。
- 3 教頭は、校長を助け、校務を整理し、必要に応じて児童生徒の教育を司る。校長が不在の時は、その職務を代行する。
- 4 講師は、児童生徒の教育を司る。
- 5 事務職員は、事務に従事する。
- 6 用務員は、学校用務に従事する。

第十二条(就 業 服 務)

教職員の就業・服務については別に定める。

第六章 財 務

第十三条(財務)

- 1 本校運営の財源は、保護者定額納入金(入学金 授業料 協賛金 その他必要経費)等日本人学校に準ずる。
- 2 入学金 授業料などの金額及び納入方法については別に定める。

第十四条(予算会計年度)

- 1 本校の予算は理事会において決定され、執行は校長が行う。
- 2 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第七章 改 正

第十五条(改正)

- 1 この校則の改正は、理事会の承認を必要とする。
- 2 この校則の運用に当っては、別に定める運用規定に従うこととする。
- 3 この校則に定めてない事項については、校長が理事会の承認を得て決定することができる。
- 4 この校則は、昭和61年4月1日から実施する。

付記 改定履歴

平成8年3月 改定

第五条(改定) 「国際学級の名称を改め、アトリエ国語」とする。

平成21年1月13日 改定

第五条(改定) 「普通学級へのキャッチアップとして、」を追加する。

(アトリエ国語の目的を普通学級へのキャッチアップとする。)

令和2年1月21日 改正

第六条(改正) 「学期は前後期の2期制とする。」

2 補習校校則運用規定

第一章 総則

本校は、ブラッセル日本人学校(以下日本人学校と称する)設立の主旨より、校舎等諸施設・設備が利用できる日本人学校に置く。

第二章 修業年限 学年 学期 授業日

- 1 組織は、小学部6学年、中学部3学年を基本とするが、児童生徒数によって学部毎に 前後の学年と同一学級を組織することができる。アトリエ国語については、学年別には設けず、学級数は必要に応じて決定する。但し、小学部6年までとする。通級期間は、2年間を目安とする。
- 2 修業年限は、小学部6ヵ年、中学部3ヵ年とする。但し、年齢超過児童生徒については学校長の判断で必要と認めた場合にはこの限りではない。
- 3 学年は、4月1日から始まり、翌年3月31日で終わる。
- 4 学期は、前期(4月～10月)、後期(11月～3月)とする。
- 5 学期ごとの始業日、終業日及び休業日は理事会で決定する。
- 6 授業日における時程等については、学校長がこれを定める。

第三章 入学 退学 編入学 休学

- 1 入学については、希望者が所定の用紙(入学願書)に記入の上申し込む。
- 2 入学希望者は、基本として年齢相当学年に入学することを原則とする。但し、入学希望者によっては、校長が面接の上、日本語力及び日本語維持向上のための環境等を判断し、保護者の意志を尊重しつつ、入学の可否、相当学年を決定する。また、編入学、留年についても同様である。
- 3 退学については、所定の用紙(退学届)に記入の上、提出する。退学届提出時期は2週間前とする。また、正常な授業運営を著しく妨げる場合には、校長は、その本人を退学させることができる。
- 4 休学規定は設けない。但し、諸事情によりやむを得ず長期欠席する場合でも授業料は納めるものとする。

第四章 教育活動 学習評価

- 1 授業日における教育内容は、教科(国語科、算数・数学科)が中心であるが、校長の判断で道德、特別活動の内容を加えることができる。課外授業も加えることが出来るが、その経費は原則として受講者負担とする。
- 2 遠足は特別活動として位置づけ、また「スポーツデー」はPTA活動として行う。
- 3 学期毎の学習評価については、学習指導要領に示されている各学年の目標に照らし、個々の学習到達度に従って、絶対評価を行う。

第五章 教職員

- 1 補習校専任の校長を置く。又、名誉校長を必要に応じて置くことができる。
- 2 教頭は、講師の中から校長が選任する。または、必要に応じて公募した人材の中から採用する。
- 3 講師は、理事会が採用する。講師は、ベルギー在住者で、教員免許を持っていることが望ましい。
- 4 事務職員及び用務員は、日本人学校職員が兼務する。
- 5 教職員の就労サービス規定は、別途定められた現地採用職員就業規則による。

第六章 納入金等規定

- 1 本校運営の財源は、入学金及び保護者定額納入金、寄付金、日本人会補助金、その他の収入をもってこれにあてる。
- 2 入学金は一人386ユーロとする。
年間授業料及び協賛金(日本人会非会員のみ)は毎年インデックスを適用する。
納入日は、4月初旬(4～6月分)、7月初旬(7～10月分)、11月初旬(11月～3月分)の年3回とする。

納入方法については銀行引落を原則とする。

第七章 改正等

- 1 運用に当っては、補習校委員会及び理事会による決定事項を十分に尊重する。
- 2 この校則運用規定の改訂は、理事会の承認を必要とする。
- 3 この校則運用規定は、平成14年4月1日から実施する。
- 4 小学部低学年の状況に鑑み、教育効果を上げるために小学部1年生および2年生において、学級定員を下記の通りにすることができる。

1年生	1学級20～23人程度
2年生	〃 25～28人程度
3年生以上	〃 30人以内

付記 改定履歴

(1)平成5年

第四章 2 特別活動の内容で、遠足は補習校独自で、運動会は本校PTA主催で「補習校スポーツデー」として行う。

(2)平成14年

第二章 1 アトリエ国語については、学年別には設けず、学級数は必要に応じて決定する。

第四章 1 課外授業も加えることができるが、その経費は原則として受益者負担とする。

第五章 1 校長は、補習校専任の校長を置く。

2 教頭は、講師の中より校長が選任する。

(3)平成17年1月11日

第五章 1 又、名誉校長を必要に応じて置くことができる。

(4)平成19年1月15日

「補習校委員会委員長：承認事項3件を承認」

①補習校運用規定に関し以下の通り改定する。

・第三章 3、退学届提出時期は2週間前とする。

・休学に関し、下記の条項を追加する。

4、休学規定は設けない。但し、諸事情によりやむを得ず長期欠席する場合でも授業料は納めるものとする。

・第七章 改正等に4を追加

小学部低学年の状況に鑑み、教育効果を上げるために小学部1年生および2年生において、学級定員を下記の通りにすることができる。

1年生 1学級20～23人程度

2年生 〃 25～28人程度

3年生以上 〃 30人以内

(5)平成21年1月13日

第二章 1 但し、小学部6年までとする。通級期間は、2年間を目安とする。

第五章 3 講師は、ベルギー在住者で、教員免許を持っていることが望ましい。

(6)平成23年1月11日

第五章 5 教職員の就労サービス規定は、別途定められた現地採用職員規則による。

(7)平成24年3月13日

第六章 財務を納入金等規定に改定

(8)平成28年4月1日

第五章 2 または、必要に応じて公募した人材の中から採用する。

(9)平成30年1月16日

第六章 授業料及び協賛金に対して毎年インデックスを適用する。

(10) 令和2年1月21日

第2章4 学期は、前期(4月～10月)、後期(11月～3月)とする。